

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年4月2日 12時10分頃
発生場所	長崎県長崎市南風泊漁港 肥前高島港南防波堤灯台から真方位332°1,280m付近 (概位 北緯32°40.1′ 東経129°45.2′)
事故の概要	プレジャーボートmatuhiroは、漂泊中、風波に圧流されて防波堤の基礎部分に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年4月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート matuhiro、4.49トン NS3-406033（漁船登録番号）、個人所有 第292-48776号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	右舷側の船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4～5、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期 長崎市には、4月2日04時20分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、長崎市三ツ瀬西方沖の釣り場で釣りを行った後、同市長崎港に向けて帰航を開始した。 船長は、GPSプロッターを作動させ、手動操舵により操船に当たり、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で本船を北東進させた。 船長は、本船が高島西方沖に至った際、速力が下がり始めたので、機関を停止して本船を漂泊させた後、機関を点検する目的で、機関室に移動した。 船長は、以前から航行中に速力が下がることもあり、機関整備会社に状況を説明したところ、燃料フィルターを交換するよう助言されたので、本事故発生の3日前に、自ら機関前部左舷側にある同フィルターを交換して整備を行っていた。 船長は、以前と同様の現象であったので、とりあえず燃料フィルターを取付けし直す作業を行ったところ、機関が始動したので、本船を航行させながらしばらく様子を見ることとした。 船長は、その後、同乗者の親族に不幸があったことを聞いたので、

帰航を再開し、約15knの速力で本船を北東進させていたところ、本船が高島北方沖に至った際、再び速力が下がり始めたことを認めた。

船長は、船首を北東方に向けて機関を停止し、本船を再度漂流させた後、再び機関室に移動して前記と同様の作業を行ったが、機関のセルモーターが回らず、原因が分からなかった。

船長は、風力4～5の北風が吹いていることを知っていたが、同乗者を早く連れて帰港したいとの思いから、周囲を確認することなく、機関の復旧作業を続けた。

船長は、本船が高島の方に圧流されていることに気付かず、同乗者から船体が南風泊漁港の沖防波堤に接近していると声を掛けられた。

船長は、直ちに同乗者に投錨を依頼し、同乗者が投錨したものの、右舷側の船底から異音を聞いた。

(図1 参照)

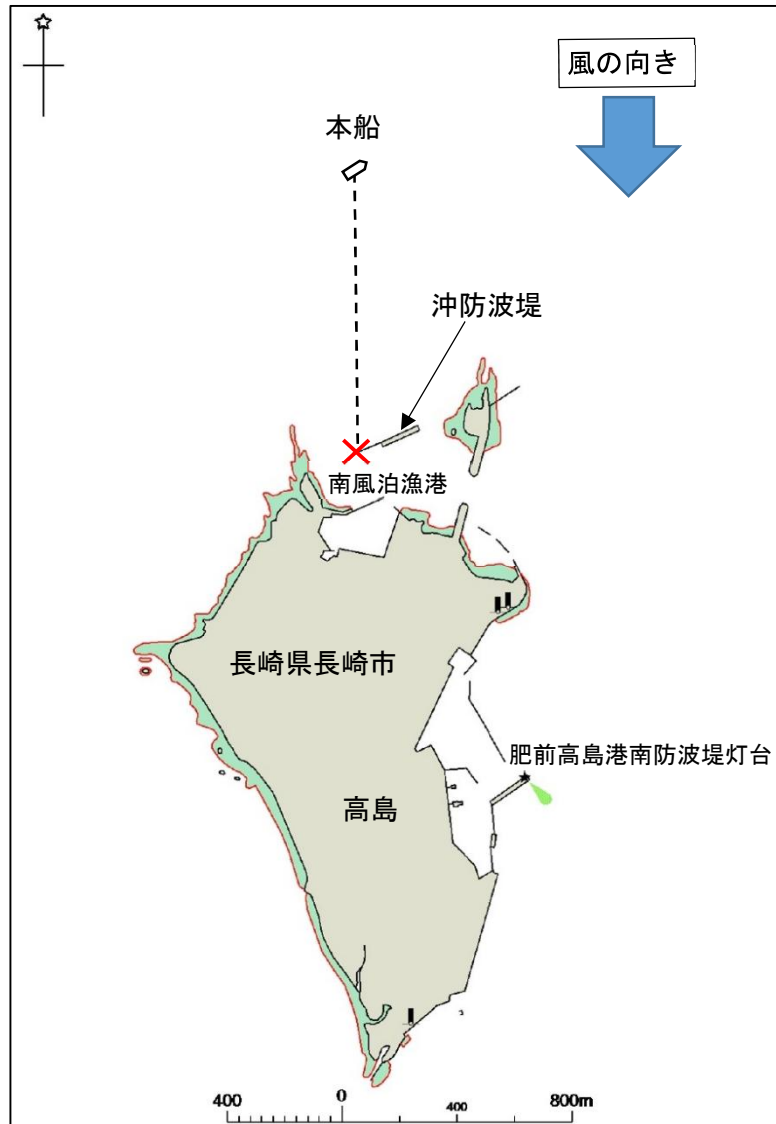


図1 事故発生経過概略図

船長は、異音の原因を確認しようと機関室から出て船外を見たところ

ろ、本船が南風泊漁港の沖防波堤の基礎部分に乗り揚げていた。

船長は、船体が北方からの風波によって南風泊漁港の沖防波堤に打ち付けられ、右舷側の船縁を越えて海水が打ち込み始めたので、危険を感じ、同乗者３人と共に同沖防波堤上に避難した後、１１８番通報した。

船長及び同乗者３人は、来援した巡視艇に救助されて長崎港まで搬送された。

本船は、その後、船尾方から沈没し、後日、引き揚げられたが、解体処分された。

(写真１ 参照)

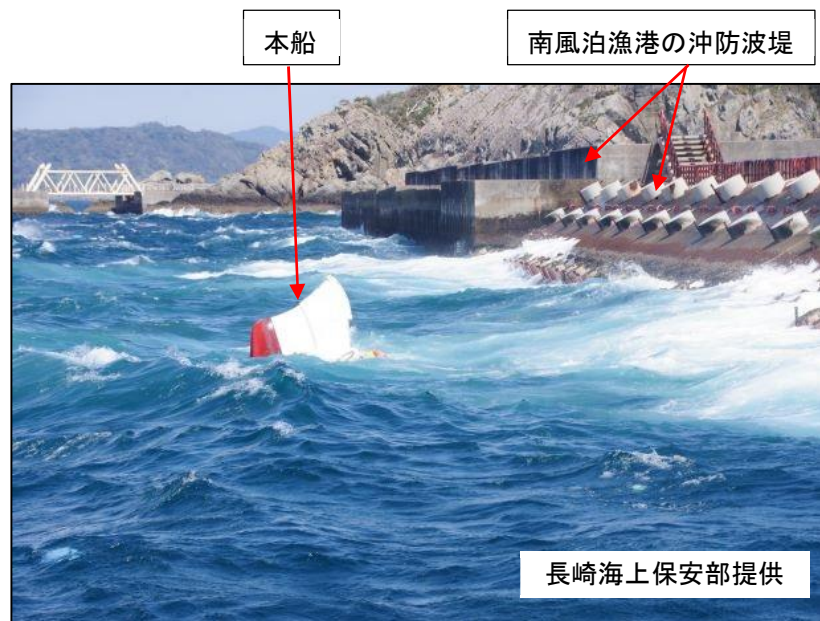


写真１ 乗揚後の本船の状況

本船の喫水は、船首約０．３ｍ、船尾約０．８ｍであった。

本船が再度漂泊を開始した場所の水深は、約５０ｍであった。

分析

本船は、強風注意報が発表され、風力４～５の北風が吹く状況下、高島北方沖で漂泊中、風波を受けて圧流されたことから、右舷側の船底部が南風泊漁港の沖防波堤の基礎部分に乗り揚げたものと推定される。

船長は、風力４～５の北風が吹いていることを知っていたものの、機関の復旧作業に意識を向け、船位を確認しなかったことから、船体が風波を受けて高島に向かって圧流されていることに気付かなかったものと考えられる。

船長は、同乗者を早く連れて帰港したいとの思いから、機関の復旧作業に意識を向けていたものと考えられる。

船長は、乗揚直前に南風泊漁港の沖防波堤に接近していることを知り、同乗者に依頼して投錨させたものの、同防波堤の基礎部分への乗揚を避けることができなかったものと考えられる。

原因	本事故は、強風注意報が発表され、風力４～５の北風が吹く状況下、本船が、高島北方沖で漂泊中、船長が、機関の復旧作業に意識を向け、船位を確認しなかったため、風波を受けて船体が高島に向かって圧流されていることに気付かず、南風泊漁港の沖防波堤の基礎部分に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、漂泊して機関故障の対応を行う場合、強風時には船体が風波によって圧流されることを考慮し、機関故障の対応に意識を向け過ぎることなく、自船の位置を確認しながら行うこと。そして、圧流されて陸岸までの距離が近くなった場合は、錨搔きが見込める投錨可能な水深で、速やかに投錨して自船の安全を確保すること。 ・ 小型船舶の船長は、機関故障の対応ができない場合、速やかに海上保安庁に救助を求めること。